

異常高温緊急情報 第4号（高飽差）

令和8年9月24日
新潟県農林水産部

9月18, 19, 22日に高温と著しい乾燥が発生
胴割粒発生危険性大
収穫期を迎えた「新之助」は、
速やかに収穫しましょう！

対応が必要な水稻

品種	新之助
----	-----

気象状況

- 9月18, 19, 22日に著しい乾燥が発生し、日平均飽差^注が、新之助の胴割粒発生危険水準を超えました。

注）飽差は空気の乾燥程度を示す指標。数字が大きいほど乾燥程度が大きい。

当面の管理対策

- 新之助は、出穂後積算気温が900℃以上の場合、ほ場で籾を確認し、籾黄化率80～85%をめやすに、水分計がある場合は、籾水分を測定し、22%未満の場合はできる限り速やかに収穫してください。
- 収穫時の籾水分が低い場合は、日中は常温で通風乾燥を行い、点火は夜間等で気温が下がってから、送風温度を低めに設定（毎時乾燥速度が0.5%以下）し乾燥しましょう。
- 乾燥機に2段乾燥機能や休止乾燥機能があれば利用し、丁寧に乾燥してください。

収穫作業の疲れが出やすい時期です。

熱中症と農作業事故に十分注意しましょう。

参考資料

県内アメダス観測地点（12 地点）における日平均飽差

アメダス地点	日・判定	村上	中条	新津	巻	三条	長岡
日平均飽差 (g/m^3)	9/18	7.0	8.1	7.3	5.4	7.4	4.6
	判定※	○	○	○		○	
	9/19	5.0	6.5	5.9	4.2	6.0	4.2
	判定※		○			○	
	9/22	3.5	4.6	5.4	4.0	4.8	4.0
	判定※						

アメダス地点	日・判定	柏崎	小出	十日町	高田	糸魚川	相川
日平均飽差 (g/m^3)	9/18	4.1	5.3	4.6	6.2	6.7	8.9
	判定※				○	○	○
	9/19	3.6	5.3	5.2	6.4	6.2	5.8
	判定※				○	○	
	9/22	4.2	4.7	3.5	4.5	6.0	5.8
	判定※					○	

※ 判定基準 ● : 9.0 以上 こしいぶき、コシヒカリ、新之助で胴割粒発生の危険大

○ : 6.0 以上 9.0 未満 新之助で胴割粒発生の危険大

なし : 6.0 未満 胴割粒発生の危険小

日平均飽差は、日平均気温・日平均湿度から計算した値です。

過去のデータについては、下記ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/nouen/r8inasaku.html>

飽差 (g/m^3) とは

1 立方メートルの空気中に、あと何グラムの水蒸気を含むことができるかを示す値のことで、空気の乾燥程度を表しています。この数値が大きいほど、空気中により多くの水分を含むことができ、湿りやすい状態であることを示します。

飽差と胴割粒の関係

胴割粒は、出穂後の高温や収穫期頃の乾燥、刈遅れ等で発生します。収穫期近くの籾水分が 22 % 未満に低下した時期に、飽差が高くなると胴割粒が急増することが分かっており、特に新之助で多発しやすいです。この時の飽差のめやすは、「こしいぶき」、「コシヒカリ」では $9 \text{ g}/\text{m}^3$ 以上、「新之助」では $6 \text{ g}/\text{m}^3$ 以上です。胴割粒の発生を抑えるため、出穂後積算気温 800 $^{\circ}\text{C}$ から飽差を確認し、籾水分が 22 % 未満に低下した以降に飽差が高くなった場合は速やかに収穫しましょう。

詳細は農業総合研究所研究成果「フェーン現象や乾燥による胴割粒の多発を抑制する早期収穫判断のめやす」を参考にしてください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/336549.pdf>

水稻共済加入者の皆様へ

新潟県農業共済組合

登熟不良の発生と特例措置

水稻は、出穂期以降20日間程度の気温が高温等で推移すると、外見上判断できない白未熟粒等が発生する可能性が高くなります。

現在加入されている半相殺、全相殺方式は収量補償であるため、品質や等級の低下では、通常、共済金の支払い対象となりません。

しかし、当組合管内で白未熟粒等が広範囲に発生し、規格外米が相当割合発生した場合は、当組合の申請及び国の認定により、特例的に白未熟粒等の発生量を共済減収量に加味して、損害評価（特例措置）を実施できる場合があります。

※令和5年産水稻においては、記録的な高温・少雨による品質の大幅低下を受け、特例措置を実施しました。その結果、支払共済金が特例措置前と比較して約1.4倍の増額となりました。

被害申告される場合の注意点

特例措置の対象となるためには、被害申告をしていることが必要となります。そのため、玄米の状況などを確認いただき、登熟不良などの高温障害により、白未熟粒等が半分程度以上発生している場合は、収穫される前に必ず被害申告を行ってください。

被害申告の方法は、送付された「水稻損害評価のお知らせ」をご確認ください。

※なお、白未熟粒等の被害申告をいただいても、今後の生育・被害状況等により特例措置が実施されない場合や、特例措置が実施されても一定の割合を超える減収とならない場合は、共済金の支払対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

【お問合せ先】お近くのNOSA Iまでご連絡ください。